

平成 29 事業年度財務諸表並びに事業報告書及び決算報告書に関する意見書

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの平成 29 年度の原子力損害賠償・廃炉等支援機構の職務の執行に関して、本意見書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、理事その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る機構の職務の執行について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び原子力事業者ごとの負担金に関する書類並びにこれらの附属明細書）並びに事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 機構の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類及び原子力事業者ごとの負担金に関する書類を除く）は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の業務方法書並びに財務及び会計に関する命令に準拠して、機構の財政状態、運営状況、純資産の変動の状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類は、法令及び定款に適合しているものと認めます。
- (4) 原子力事業者ごとの負担金に関する書類は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の業務方法書並びに財務及び会計に関する命令に準拠して、原子力事業者ごとの負担金の収納及び使用の状況を適正に表示しているものと認めます。
- (5) 事業報告書は、機構の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 決算報告書は、機構の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。

平成 30 年 6 月 19 日

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

監事

依藤正典 